

長野県在宅医療推進連絡協議会設置要綱

平成 25 年 12 月 11 日 施行
平成 29 年 2 月 16 日 一部改正
平成 31 年 2 月 28 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 長野県における在宅医療に関する連携の推進及び適切な在宅医療体制の在り方等について関係団体が協議するため、在宅医療推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県における在宅医療の連携推進に関する事項
- (2) 在宅医療と介護サービスの連携に関する事項
- (3) 地域におけるコーディネート機能の整備とその充実に関する事項
- (4) 在宅医療関係者及び県民への意識啓発に関する研修会・講演会等の開催
- (5) その他必要な事項

(構 成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

- (1) 長野県医師会
- (2) 長野県歯科医師会
- (3) 長野県薬剤師会
- (4) 長野県看護協会
- (5) 長野県理学療法士会
- (6) 長野県作業療法士会
- (7) 長野県介護支援専門員協会
- (8) 長野県介護福祉士会
- (9) 長野県訪問看護ステーション連絡協議会
- (10) 長野県社会福祉協議会
- (11) 長野県栄養士会
- (12) 長野県柔道整復師会
- (13) 長野県健康福祉部

(会 議)

第 4 条 協議会の座長は、長野県医師会が推薦した者があたり、必要に応じて座長が協議会を招集する。

2 座長が必要と認めたときは、第 3 条の構成以外の者を会議に出席させることができる。

(庶 務)

第 5 条 協議会の事務は、長野県医師会において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、協議会の承認を得るものとする。